

第12次山梨県交通安全計画(案)の概要

- ◎計画の期間 令和8年度～12年度
- ◎計画の基本理念 交通事故のない社会を目指す
- ◎計画の推進主体 行政機関(国、県、市町村)、事業者、県民等

◎基本的な考え方

道路交通や鉄道交通の安全、踏切等における安全を確保するため、これまで実施してきた幅広い対策を継続するとともに、道路交通については、特に重点的に対応すべき事項を中心に、市町村や関係機関・団体と連携を図る中で取り組んでいくことで、基本理念に掲げる交通事故のない社会の実現を目指していく。

○目標

【道路交通】

- ①計画の最終年における年間交通事故発生件数
1,400件以下
- ②計画の最終年における年間交通事故死者数
18人以下
- ③計画の最終年における年間交通事故重傷者数
160人以下
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤全席シートベルト・チャイルドシートの着用率
100%

【鉄道交通】

- ①列車の運転による乗客の死者数ゼロ
- ②鉄道運転事故全体の死者数減少

【踏切道における交通】

踏切事故件数ゼロ

○取り組みの方向性

道路交通安全についての対策

【重視すべき視点】

- (1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- (2) こどもの安全確保のための環境整備
- (3) 歩行者の安全確保のための意識変容
- (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- (5) 外国人の交通安全対策の推進
- (6) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- (7) 生活道路における歩行者等の安全確保
- (8) 先進技術の活用推進
- (9) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (10) 地域が一体となった交通安全対策の推進

【重点的に対応すべき事項】

- (1) 高齢者対策
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた対策
- (3) 自転車安全適正利用対策
- (4) 二輪車対策
- (5) シートベルトの着用率100%を目指した対策

鉄道交通の安全についての対策

重大な列車事故の未然防止、利用者等が関係する事故の防止

踏切道における交通の安全についての対策

高齢者等の歩行者対策、バリアフリー化等、踏切の状況を勘案し、効果的な対策を推進

○8つの柱

(1) 道路交通環境の整備

(2) 交通安全思想の普及徹底

(3) 安全運転の確保

(4) 車両の安全性の確保

(5) 道路交通秩序の維持

(6) 救助・救急活動の充実

(7) 被害者等支援の充実と推進

(8) 調査研究の充実

○道路交通における主な施策 (※)重点的に対応すべき事項に係る施策

- 生活道路における交通安全対策の推進
- 通学路等における交通安全の確保
- 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備(※)

- 高齢者に対する交通安全教育の推進(※)
- 外国人に対する交通安全教育等の推進
- 自転車の安全利用の推進(※)
- 自動車(二輪車を含む。)の安全運転の推進(※)
- 新しい小型モビリティの安全対策

- 高齢運転者対策の充実(※)

- 自動運転車の安全対策・活用の推進
- 自転車の安全性の確保(※)

- 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進(※)
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進(※)

- ドクターヘリ事業の推進

- 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

- 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

○鉄道交通の主な施策

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- (3) 保安監査の実施

○踏切道における交通の主な施策

- (1) 踏切道の統廃合の促進
- (2) 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施(高齢者等の歩行者対策の推進)